県 章

山形県公報

令和2年10月13日(火) 第146号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則				
○山形県県税規則の一部を改正する規則(税 政 課)…102				
○山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する				
規則				
○住民基本台帳法の施行に関する規則の一部を改正する規則(市 町 村 課)… 同				
○山形県個人番号の利用に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する				
規則(ICT政策推進課)… 同				
告示				
○県議会定例会の閉会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス				
事業者の指定(庄内総合支庁地域保健福祉課)… 同				
○県営土地改良事業計画の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
教育委員会関係				
告 示				
○山形県教育委員会10月定例会の招集・・・・・・・・・103				
○田// 宗教 月安 貝 云 10 万 足 / 月云 2 7 日来 10 3				
企 業 局 関 係				
— ··· · • • · • · · ·				
規 程				
○山形県企業局発電所管理規程の一部を改正する規程 同				

__規_____則_

山形県県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年10月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第62号

山形県県税規則の一部を改正する規則

山形県県税規則(昭和29年6月県規則第42号)の一部を次のように改正する。

第41条の15第1号の表中「3級までの各級及び4級の1」を「4級までの各級」に、「こう頭摘出」を「喉頭摘出」に改め、同条第2号の表中「こう頭摘出」を「喉頭摘出」に改める。

附則第11項第2号中「附則第3条の2の13」を「附則第3条の2の12」に改め、同項第3号中「附則第3条の2の14」を「附則第3条の2の13」に改める。

附則第17項中「前年に」を削り、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改める。

附則第18項中「以後」を「から令和2年12月31日まで」に、「前年に」を「前年に所得税法等の一部を改正する 法律(令和2年法律第8号)第15条の規定による改正前の」に、「割合)」を「割合)。令和3年1月1日以後の期

間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの 割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その 年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割 合を加算した割合、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算し た割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)」に改める。

別表1通則及び賦課徴収の項中「、法第55条の4第1項、法第72条の39の2第1項及び法第72条の39の4第1 項」を「及び法第72条の39の2第1項」に改め、同表2県民税の項中「第53条第42項」を「第53条第52項」に、 「第53条第43項」を「第53条第53項」に改める。

別記第33号の3様式中

地方税法第55条の 地方税法第72条の39の

を

地方税法第55条の2第1項 地方税法第72条の39の2第1項

に改める。

別記第97号の2様式及び別記第97号の3様式中

法人税法第75条の2第1項 " 第75条の2第2項 第81条の24第1項 (# 第81条の24第2項) 法人税法第75条の2第2項 第75条の2第5項 を (# 第81条の24第2項)

法人税法第75条の2第2項

第75条の2第5項

第75条の2第7項

(# 第81条の24第2項)

法人税法第75条の2第1項 " 第75条の2第2項

法人税法第75条の2第2項 " 第75条の2第5項

に改める。

法人税法第75条の2第2項

- 第75条の2第5項
- # 第75条の2第7項

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施 行する。
 - (1) 附則第11項第2号及び第3号の改正規定並びに附則第3項の規定 公布の日
 - (2) 第41条の15第1号の表及び同条第2号の表の改正規定 令和3年4月1日
 - (3) 別表1通則及び賦課徴収の項、同表2県民税の項、別記第33号の3様式、別記第97号の2様式及び別記第97 号の3様式の改正規定並びに次項の規定 令和4年4月1日

(経過措置)

2 改正前の山形県県税規則により作成した用紙で改正後の山形県県税規則に相当規定のあるものは、当分の間使 用することができる。

(山形県県税規則等の一部を改正する規則の一部改正)

3 山形県県税規則等の一部を改正する規則(平成29年3月県規則第10号)の一部を次のように改正する。 附則第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年10月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第63号

山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則(平成17年12月県規則第89号)の一部 を次のように改正する。

別記様式第1号中「⑩」を「⑩又は同省令第6号様式(その2)の⑮」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の別記様式第1号の規定により作成した用紙は、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

住民基本台帳法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年10月13日

山形県知事 吉 村 美栄子

山形県規則第64号

住民基本台帳法の施行に関する規則の一部を改正する規則

住民基本台帳法の施行に関する規則(平成14年8月県規則第59号)の一部を次のように改正する。

第8条第4項を削り、同条第5項中「別表第2選挙管理委員会の項第2項」を「別表第2選挙管理委員会の項」に、「公職選挙法」を「公職選挙法(昭和25年法律第100号)」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とする。

附則

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

山形県個人番号の利用に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和2年10月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第65号

山形県個人番号の利用に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県個人番号の利用に関する条例の施行に関する規則(平成27年12月県規則第70号)の一部を次のように改正する。

第2条第6項第2号中「以下」を「第8項、第9項、第13項及び第14項を除き、以下」に改め、同条第10項中「別表第1第10項」を「別表第1第12項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第9項中「別表第1第9項」を「別表第1第11項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第8項中「別表第1第8項」を「別表第1第10項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第7項の次に次の2項を加える。

- 8 条例別表第1第8項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
 - (1) 私立の高等学校の専攻科に在学する生徒に対する支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
 - (2) 前号の支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- 9 条例別表第1第9項の規則で定める事務は、私立の高等学校又は中等教育学校の後期課程の専攻科に在学する 生徒の保護者等に対する奨学のための給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその 申請に対する応答に関する事務とする。

第2条に次の2項を加える。

- 13 条例別表第1第13項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
 - (1) 公立の高等学校の専攻科に在学する生徒に対する支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
 - (2) 前号の支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- 14 条例別表第1第14項の規則で定める事務は、国立又は公立の高等学校又は中等教育学校の後期課程の専攻科に在学する生徒の保護者等に対する奨学のための給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

附則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

告 示

山形県告示第712号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により令和2年9月18日招集した山形県議会定例会は、同年10月9日閉会した。

令和2年10月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第713号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和2年10月13日

山形県知事 吉 村 美栄子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービス の種類	指定年月日
株式会社Diverse Li	グループホーム はないろ		
f e		共同生活援助	令和 2.10. 1
鶴岡市西新斎町4番13号	鶴岡市西新斎町4番14号		

山形県告示第714号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営上郷地区土地改良事業(水利施設等整備事業(基幹水利施設保全型))計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年10月13日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 縦覧に供する書類の名称
 - 県営上郷地区土地改良事業(水利施設等整備事業(基幹水利施設保全型))計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所

酒田市役所

3 縦覧に供する期間

令和2年10月14日から同年11月12日まで

- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日

から起算して6箇月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日)の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第13号

山形県教育委員会10月定例会を次のとおり招集した。 令和2年10月13日

山形県教育委員会

教育長 菅 間 裕 晃

- 1 招集の日時 令和2年10月15日(木) 午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
 - (1) 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について
 - (2) 山形県神室少年自然の家の指定管理者の指定について
 - (3) 令和3年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針の変更について
 - (4) 令和3年度山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校高等部の入学者募集について
 - (5) 令和4年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針の決定について
 - (6) 山形県産業教育審議会委員の解任及び任命に係る臨時専決処理の承認について

企業局関係

規程

山形県企業管理規程第11号

山形県企業局発電所管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年10月13日

山形県企業管理者 髙 橋 広 樹

山形県企業局発電所管理規程の一部を改正する規程

山形県企業局発電所管理規程(昭和32年2月県電気事業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。 第5条を次のように改める。

(小売電気事業者への通知)

第5条 給電担当者は、給電上必要な事項を、電力受給契約を締結している小売電気事業者(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者をいう。以下同じ。)に通知しなければならない。第8条第2項中「前項」を「給電指令対象設備に係る前項」に、「すべて制御所」を「全て発電所が設置されている区域を管轄とする一般送配電事業者(電気事業法第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者をいう。)の制御所(以下「制御所」という。)」に改める。

第9条第1項中「制御所及び」を削る。

第10条第1号中「、制御所」を削る。

第12条中「制御所」を「小売電気事業者」に改める。

第14条第2項中「制御所に関係ある」を削り、「速やかに、」を「点検及び作業の内容に応じて、速やかに、小売電気事業者又は」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

